

令和8年度岡山県PR中国デスク運営事業委託仕様書

岡山県インバウンド推進協議会（以下「インバウンド協議会」という。）及び空路利用を促進する会（以下「空路会」という。）が、令和8年度岡山県PR中国デスク運営事業を委託するに当たり、次のとおり仕様書を定める。

I 委託事業名

令和8年度岡山県PR中国デスク運営事業

II 目的

岡山県の観光PR、旅行会社への送客要請、SNS等を活用した情報発信及び航空会社との連絡調整などを現地で継続的に実施することにより、中国での本県の認知度向上及び誘客促進や、岡山桃太郎空港における中国路線の維持・拡大を図る。

III 業務内容

本事業の目的を実現するため、現地の旅行市場の構造及び岡山県の観光業界の状況を十分に理解・把握した上で、下記の業務を遂行することとする。また、内容及び方法を精査した上で、最も効果的な手法を選択すること。

1 旅行会社等へのプロモーション

岡山県への観光客送客促進の観点から、有力又は効果的な現地旅行会社等との関係を構築し、岡山県の観光素材及びモデルルートの提案並びに宿泊・観光施設及び交通関連等の情報提供を行うとともに、商品造成の状況や業界の動向等についてのヒアリングを行う。なお、ヒアリングは面談又はそれに準じた方法により行うものとする。

- (1) 対象 日本の地方部へのツアーの造成、販売実績を有する現地旅行会社を中心に、岡山県内の宿泊・観光施設及び交通関連等を組み込んだ商品の造成・販売が見込める有力又は効果的な現地旅行会社
- (2) 回数 月12社程度。造成可能性の高い旅行会社等に対しては、複数回の接触によりフォローを行う。
- (3) その他 個別に問い合わせがあった場合はきめ細かくに対応することとする。現地旅行会社等のトレンドに関する情報収集を行い、分析する。必要に応じ、メディア等へ岡山県の観光情報を提供する。

2 航空会社とのネットワーク強化

必要に応じて、中国東方航空を始め中国の航空会社を訪問し、情報の提供・収集や意見交換等を行い、その都度、概要を空路会に報告する。

3 SNSを活用した効果的な情報発信

メインターゲット(20～50代の訪日リピーター)の嗜好や現地のトレンドを踏まえ、SNSを活用し、効果的な情報発信を行う。

- (1) 投稿媒体 微博：http://www.weibo.com/okayama.jp?s=6cm7D0&is_hot=1
小紅書：<https://xhslink.com/m/9xNzTM64Tlc>

- (2) 投稿内容・企画 本県等から提供される情報等をもとに、岡山の四季の魅力、食、最新イベント等の観光情報をはじめ、交通アクセス、モデルルートなど、旅行計画に役立つ情報をバランス良く発信し、訪問意欲の喚起につなげること。
- (3) 投稿頻度 微博 週2回程度
小紅書 週3回程度
- (4) コメント等への対応 ユーザーやフォロワー等からコメント等の反応があった場合は、返信等を迅速かつ的確に対応すること。
- (5) 分析・報告 毎月のいいね数・フォロワー数の増減、各投稿のリーチ数、エンゲージメント率（いいね、コメント、シェア、保存数等）を集計・分析し、課題や改善点を月次報告書にて提案すること。
- (6) 運営体制 運営に当たって、第三者の不正ログインや違法広告の掲載等を防ぐためのセキュリティ対策を講じるなどにより、信頼性・安定性を確保し、トラブル等が生じた場合に迅速かつ的確に対応すること。

4 個人旅行者（FIT層）の獲得に向けたプロモーション

中国市場におけるFIT層の嗜好や特性等を踏まえ、効果的なプロモーションについて提案を行うこと。提案に当たっては、公式SNSの新規フォロワー獲得につながる取組を必須とする。その他、本県への誘客拡大に効果的と考えるプロモーションがあれば、その具体的な手法及び期待される効果を含めて併せて提案すること。

5 訪日旅行商品及び日中路線の情報収集・分析等

中国における情勢や旅行市場のトレンド、インバウンドの動向、他県のプロモーション状況、岡山県を含む訪日旅行商品の造成・販売状況及び日中路線の就航状況など積極的に最新の情報収集及び現状把握・分析を定期的に行い、月次報告書で報告すること。なお、情勢等に変更があった場合には速やかに報告を行うこと。

また、今後のプロモーション等の提案があれば、併せて報告するなど、当該事業の効果を高めていくこと。

6 インバウンド協議会及び空路会が実施する業務のサポート

インバウンド協議会及び空路会が実施する業務について、次のとおりサポートする。

- (1) 現地において行う観光や上海線のPR等に際して職員が訪中する際の訪問先（旅行会社、航空会社等）や交通手段等の手配、アテンド、通訳業務等
- (2) 旅行会社・マスコミ向けファムツアーや観光情報説明会などに対する助言等
- (3) 事業の実施に必要な翻訳業務
- (4) 空路会が実施する助成制度についての相談、申請書類の作成支援等業務（月10件程度）

7 その他、事業目的を達成するための企画

上記1から6に掲げた業務以外で、上記IIの目的を達成するため、受託者の強みやネットワークを生かした独自の企画を立案し、インバウンド協議会及び空路会と協議の上、予算の範囲内で提案・実施する。

8 事業報告書の提出

(1) 月次報告

本事業契約期間中の各月に実施した事業内容及びその分析結果に基づく次月以降の事業展開案を取りまとめ、当該月の翌月 10 日（当該日が土日、祝日の場合はその翌日）までに月次報告書を提出する。（メールでの提出も可能）

(2) 事業完了報告

事業委託期間終了後、速やかに完了報告書を提出する。

IV 事業に係る留意点

- 1 本事業の実施に当たってはインバウンド協議会及び空路会の指示に従うこと。
- 2 訪中が困難な場合等で、上記Ⅲの 6 に掲げた現地業務が十分に実施できない場合は、インバウンド協議会及び空路会と協議の上、代替業務を提案・実施すること。
- 3 本事業により得られたデータ等、全てについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- 4 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、全てインバウンド協議会、空路会及び県に帰属するものとする。
- 5 受託者は、インバウンド協議会及び空路会が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- 6 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- 7 本事業の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- 8 インバウンド協議会及び空路会は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- 9 本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- 10 本事業を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予めインバウンド協議会及び空路会に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- 11 その他、事業実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、インバウンド協議会及び空路会と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。

V 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

VI 委託限度額

4, 8 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）